生活支援コーディネーター研修 (生活支援コーディネーターに 必要な基礎知識を習得しよう)

資料

令和2年11月19日

地域包括ケアシステムと生活支援体制整備事業 ~基本理念・生活支援コーディネーターの役割~

中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課地域包括ケア推進官 岸 英二

生活支援コーディネーターの設置根拠

生活支援コーディネーターとは・・・

生活支援体制整備事業の実施のために配置される職種

生活支援体制整備事業とは・・・

介護保険法に定める地域包括ケアシステム構築のための一事業

介護保険法とは・・・

地域包括ケアシステムとは・・・

説明のアウトライン(70分間)

	自己紹介・イントロダクション	05分
1	地域包括ケアとは?	15分
2	生活支援コーディネーターとは?	10分
3	生活支援コーディネーターとなられたみなさまへ	30分

意見交換

10分

1 地域包括ケアとは?

- 2 生活支援コーディネーターとは?
- 3 生活支援コーディネーターとなられたみなさまへ

介護保険制度創設前の老人福祉・医療制度(1960年代~)

年 代	高齢化率		主な政策
1960年代 老人福祉政策の始まり	5.7% (1960)	1962(昭和37)年 1963(昭和38)年	訪問介護(ホームヘルプサービス)事業の創設 <u>老人福祉法制定</u> ◇ 特別養護老人ホーム創設、 訪問介護法制化
1970年代 老人医療費の増大	7.1% (1970)	1973(昭和48)年 1978(昭和53)年 1979(昭和54)年	老人医療費無料化 短期入所生活介護(ショートステイ)事業の創設 日帰り介護(デイサービス)事業の創設
1980年代 社会的入院や 寝たきり老人の 社会的問題化	9.1% (1980)	1982(昭和57)年 1987(昭和62)年 1989(平成元)年	老人保健法制定 ◇老人医療費の一定額負担の導入等 老人保健法改正(老人保健施設の創設) 消費税の創設(3%) ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)の策定 ◇ 施設緊急整備と在宅福祉の推進
1990年代 ゴールドプランの推進 介護保険制度の導入準備	12.0% (1990)	1990(平成2)年 1992(平成4)年 1994(平成6)年 1996(平成8)年 1997(平成9)年	福祉 8 法改正
2000年代 介護保険制度の実施	17.3% (2000)	2000(平成12)年	介護保険法 施行

介護保険制度導入の基本的な考え方(2000年)

【背景】

- 高齢化の進展に伴い、<u>要介護高齢者の増加、介護期間の長期化</u>など、介護ニーズは ますます増大。
- 一方、<u>核家族化の進行、介護する家族の高齢化</u>など、要介護高齢者を支えてきた 家族をめぐる状況も変化。
- 従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界。

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険制度)を創設

1997年 介護保険法成立、2000年 介護保険法施行

- **自立支援** 単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、
 - 高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位 利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サー
 - ビスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式 給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

介護保険制度導入後の対象者・利用者の推移

○ 介護保険制度は創設後19年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加。**高齢者の介護になくてはならないものとして定着・発展している。**

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2019年4月末	
第1号被保険者数	2, 165万人	\Rightarrow	3, 528万人	1. 6倍

②要介護(要支援)認定者の増加

	2000年4月末		2019年4月末	
認定者数	218万人		659万人	3. 0倍

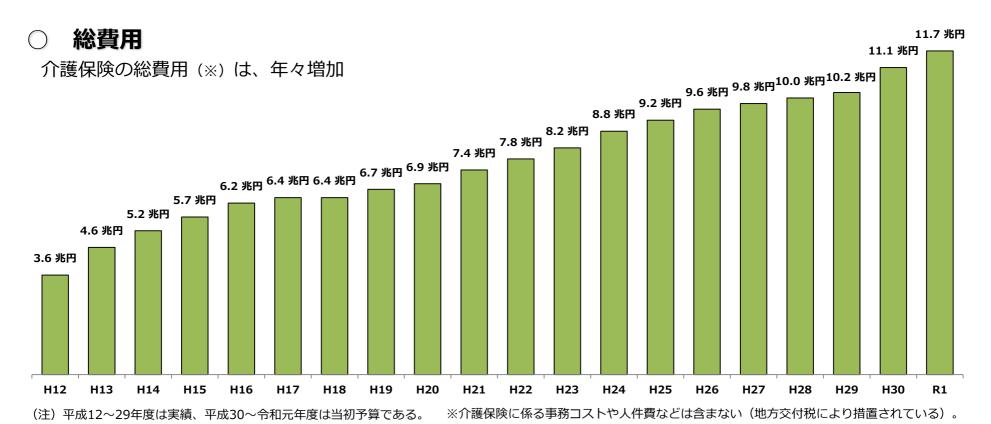
③サービス利用者の増加

	2000年4月		2019年4月	
在宅サービス利用者数	97万人	\Rightarrow	378万人	3. 9倍
施設サービス利用者数	52万人	\Rightarrow	95万人	1. 8倍
地域密着型サービス利用者数	_		87万人	
計	149万人	⇒	487万人※	3. 3倍

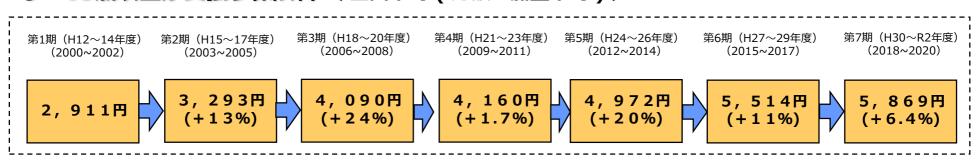
[※] 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、 地域密着型介護者人福祉施設、特定入所者生活介護(地域密着型含む)、及び認知症対応型共同生活介護の合計。

(出典:介護保険事業状況報告)

介護保険制度導入後の総費用と保険料の推移

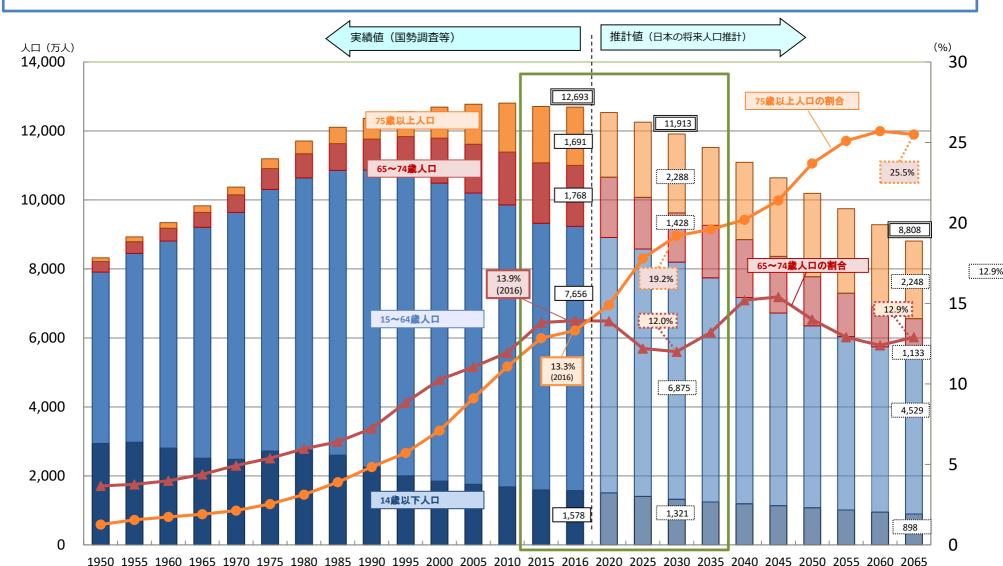


○ 65歳以上が支払う保険料 〔全国平均(月額・加重平均)〕

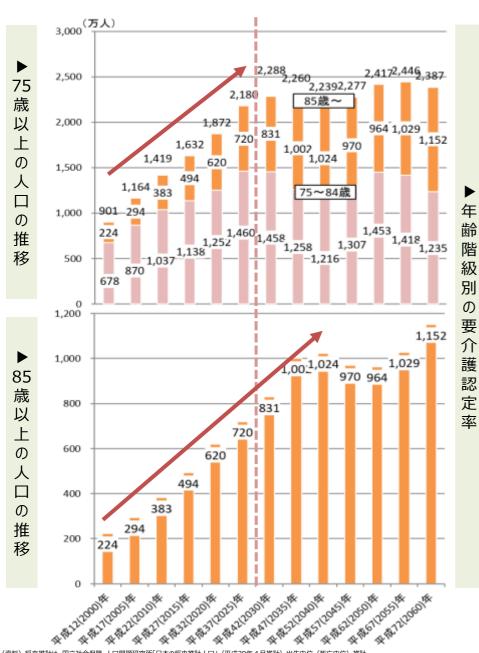


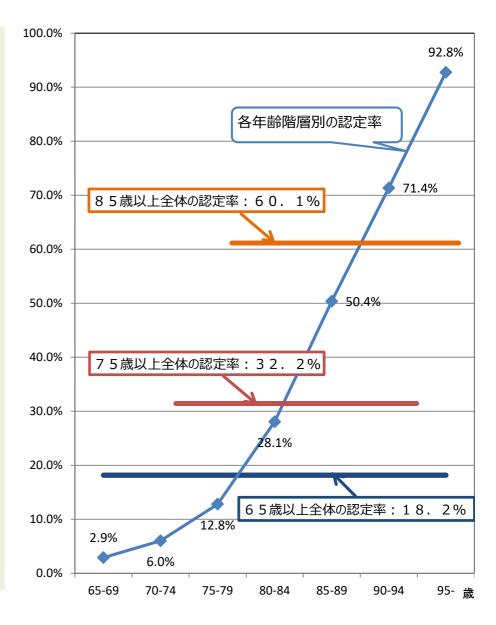
日本の総人口の推移

- 今後、日本の総人口のうち**75歳以上の高齢者の占める割合は増加**していくことが想定される。
- 2025年以降、日本の人口構造は**"高齢者の急増"から"現役世代の急減"に局面が変化**すると言われている。



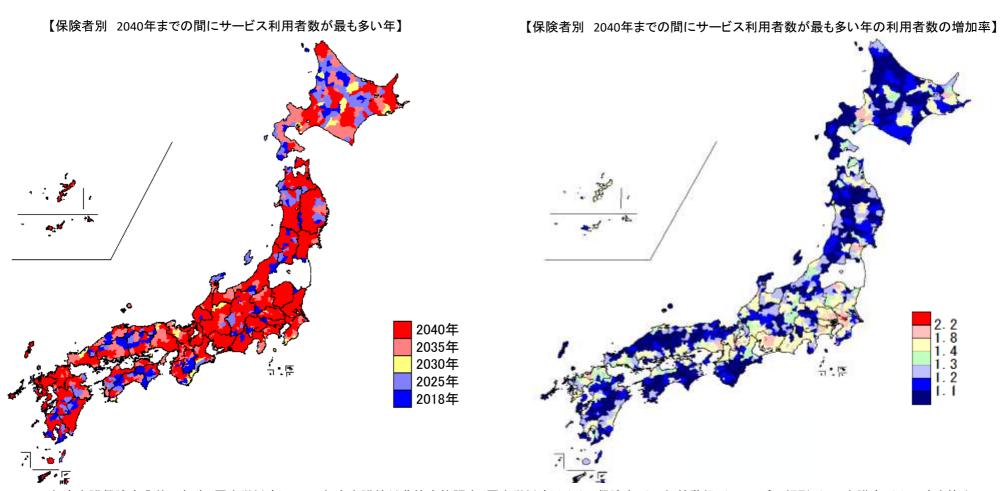
75歳以上・85歳以上人口の推移と年齢階級別の要介護認定率





保険者別の介護サービス利用者数の見込み

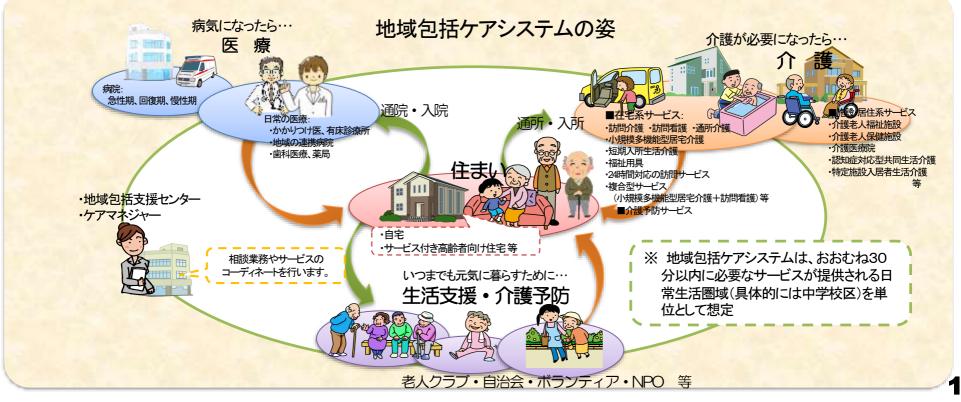
- 各保険者(福島県内の保険者を除く)における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2018年の利用者数との比(増加率)をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2倍超となる保険者も存在する。



※ 2018年度介護保険事業状況報告(厚生労働省)、2017年度介護給付費等実態調査(厚生労働省))から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、 当該利用率に推計人口(日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を乗じて、2025年以降5年毎に2040年までの保険者別の推計利 用者数を作成(推計人口が算出されていない福島県内の保険者を除く)。

地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい 暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制** (地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特 性に応じて作り上げていく**ことが必要。



介護保険制度の主な改正の経緯

平成12年4月 介護保険法施行

第1期 (平成12年度~)

第2期 (平成15年度~)

第3期 (平成18年度~)

第4期 (平成21年度~)

第5期 (平成24年度~)

第6期 (平成27年度~)

第7期 (平成30年度~)

第8期 (令和3年度~)

- 平成17年改正(平成18年4月等施行)
- ○介護予防の重視(要支援者への給付を介護予防給付に。地域包括支援センターを創設、介護予防ケアマネジメント は地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施)
- ○小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した 第1号保険料の設定 など

平成20年改正(平成21年5月施行)

○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の 義務化等

平成23年改正(平成24年4月等施行)

- ○地域包括ケアの推進。2 4 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活 支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予(公布日)
- ○医療的ケアの制度化。介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護

平成26年改正(平成27年4月等施行)

- ○地域医療介護総合確保基金の創設
- ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等)
- ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- ○低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大、一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ(平成27年8月)等
- ○特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化

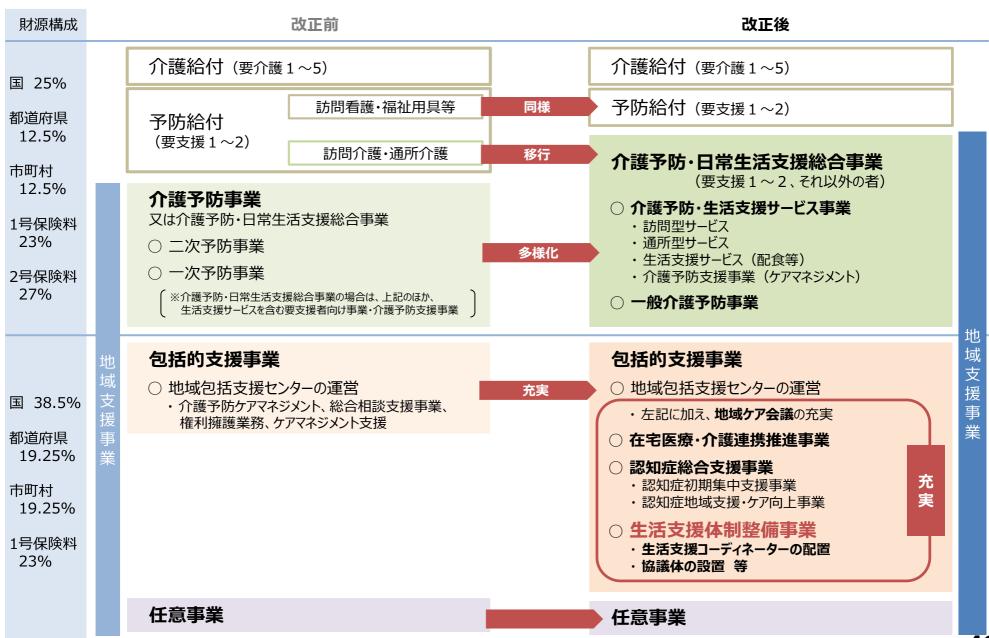
平成29年改正(平成30年4月等施行)

- ○全市町村が保険者機能を発揮し、**自立支援・重度化防止**に向けて取り組む仕組みの制度化
- ○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設
- ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への総報酬割の導入 など

令和2年改正(令和3年4月施行(予定))

- ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進

地域支援事業の改正(2014年)



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加(2014年)

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、<u>生活支援</u>の必要性が増加。<u>ボランティア、N P O、民間企業、協</u> 同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きが、や介護予防につながる。
- **多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくり**を市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- ○ニーズに合った多様なサービス種別
- ○住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供
 - ・地域サロンの開催
 - ・見守り、安否確認
 - •外出支援
 - ・買い物、調理、掃除などの家事支援
 - ·介護者支援 等

生活支援の担い手 としての社会参加



高齢者の社会参加

- ○現役時代の能力を活かした活動
- ○興味関心がある活動
- ○新たにチャレンジする活動
 - •一般就労、起業
 - •趣味活動
 - ・健康づくり活動、地域活動
 - ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

地域包括ケアシステムとは

介護保険法(平成9年法律第123号)

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

"土"と表現される介護予防・生活支援



出典:平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

- ○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」 「予防」といった**専門的サービスの前提として、**「住まい」と **「生活支援・福祉」といった分野が重要**である。
- ○自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる役割が必要。

自 助

- ・介護保険・医療保険の自己負担分
- ・市場サービスの購入
- ・自身や家族による対応

互 助

- ・ボランティアなどの支援
- ・地域住民の取組み

共 助

介護・医療保険制度による給付

公 助

- 介護保険・医療保険の公費(税金)
- ・自治体等が提供するサービス

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)

地域の課題の把握と 社会資源の発掘

量

的

質

的

分

析



地域の関係者による 対応策の検討

対応策の 決定・実行

日常生活圏域ニーズ調査等

介護保険事業計画の策定のため 日常生活圏域ニーズ調査を実施 し、地域の実態を把握

地域ケア会議の実施

地域包括支援センター等で個別事例の検討を通じ地域の ニーズや社会資源を把握

※ 地域包括支援センターでは総合相談も実施。

医療・介護情報の 「見える化」

(随時)

他市町村との比較検討

課題

- □高齢者のニーズ
- □住民・地域の課題
- □社会資源の課題
 - 介護
 - 医療
 - ・ 住まい
 - 予防
 - 生活支援
- □支援者の課題
 - 専門職の数、資質
 - 連携、ネットワーク

社会資源

- ○地域資源の発掘
- ○地域リーダー発掘
- ○住民互助の発掘

介護保険事業計画の策定等

- ■都道府県との連携 (医療・居住等)
- ■関連計画との調整
 - 医療計画
 - 居住安定確保計画
 - ・市町村の関連計画 等
- ■住民参画

化

策

化

協議

- 住民会議
- ・セミナー

地域ケア会議

■地域課題の共有

組の共有

- パブリックコメント等
- ■関連施策との調整
 - 障害、児童、難病施策等 の調整

• 保健、医療、福祉、地

よる個別支援の充実

• 地域の共通課題や好取

■年間事業計画への反映

域の関係者等の協働に

■介護サービス

- ・地域ニーズに応じた在宅 サービスや施設のバラン スのとれた基盤整備
- ・将来の高齢化や利用者数 見通しに基づく必要量
- ■医療・介護連携
 - ・地域包括支援センターの 体制整備(在宅医療・介 護の連携)
 - 医療関係団体等との連携

■住まい

- サービス付き高齢者向け 住宅等の整備
- 住宅施策と連携した居住 確保
- ■生活支援/介護予防
- 自助(民間活力)、互助 (ボランティア)等によ る実施
- 社会参加の促進による介 護予防
- 地域の実情に応じた事業 実施
- ■人材育成

[都道府県が主体]

- 専門職の資質向上
- 介護職の処遇改善

連携・支援

連携・支援

具体策

0

検

討

生活支援コーディネーター

○資源開発 ○ネットワーク構築 ○ニーズと取組のマッチング

PDCAサイクル

16

- 1 地域包括ケアとは?
- 2 生活支援コーディネーターとは?
- 3 生活支援コーディネーターとなられたみなさまへ

生活支援体制整備事業とは?

介護保険法(平成9年法律第123号)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 (略)

- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、<u>被保険者が要介護状態等となることを予防する</u>とともに、要介護状態等となった場合においても、<u>可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する</u>ため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは 悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

地域支援事業実施要綱(地域支援事業の実施について(平成18年老健局長通知)別紙)

- 2 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)
- (1)目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、**多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進**を一体的に図っていくことを目的とする。

生活支援コーディネーターとは?

地域支援事業実施要綱(地域支援事業の実施について(平成18年老健局長通知)別紙)

- 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)
- (3) 実施内容
 - ア 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の体制整備を推進していくため、(略)以下 の(ア)に掲げる機能を有する者を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」とし、市町村区域(第1層)及び日 常生活圏域(第2層)に配置する。(略)

(ア) コーディネート機能

市町村が定める活動区域ごとに、以下のaからcまでの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業 務を実施することにより、地域における一体的な生活支援サービスの提供体制の整備を推進する。

- a 資源開発(地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等)
- b **ネットワーク機能**(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等)
- c **ニーズと取組のマッチング(地域の支援ニーズ**とサービス提供主体の活動のマッチング等)

(イ) 活動範囲(略)

- a 第1層 市町村区域で、以下の①から⑤までを中心に行う機能
- b 第2層 日常生活圏域で、第1層の機能の下、以下の①から⑥までを行う機能

 - ① 地域のニーズと資源の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
 - ③ 関係者のネットワーク化

- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
- **⑥ ニーズとサービスのマッチング**

生活支援コーディネーター協議体とは?

地域支援事業実施要綱(地域支援事業の実施について(平成18年老健局長通知)別紙)

- 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)
- (3) 実施内容
- イ 協議体の設置
 - (ア) 目的

(略)市町村が中心となって、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的 な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連 携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

(イ) 役割

- ・ 生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・ 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進(実態調査や地域資源マップの作成等)
- · 企画、立案、方針策定を行う場(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。)
- ・ 地域づくりにおける意識の統一を図る場 ・・・ 情報交換の場、働きかけの場

(工) 構成団体

協議体は、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉 法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター 等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実情に応じて適宜参加者を募ることが望ましい。

また、(略)地域の実情、ニーズに応じて配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活を 支える上で必要不可欠な民間企業等も参画することが望ましい。

なお、(略)最低限必要な参画者で協議体を立ち上げ、徐々に参画者を増やしていく等といった方法も有効である。 20

就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)とは?

地域支援事業実施要綱(地域支援事業の実施について(平成18年老健局長通知)別紙)

- 2 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)
- (3) 実施内容
 - ウ 就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置 役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター (就労的活動支援員)」を配置することができる。
 - (ア) 活動内容

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

(イ) 配置

配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

(ウ) 資格・要件

地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

このように、特定の資格要件は定めるものでないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましい。

なお、(略)最低限必要な参画者で協議体を立ち上げ、徐々に参画者を増やしていく等といった方法も有効である。

高齢者の就労的活動の普及に向けて(地域支援事業交付金関係)

令和2年度予算

- 令和 2 年度予算では、**包括的支援事業(生活支援体制整備事業)において、高齢者の就労的活動を支援するコーディネー** ターの配置を可能
 - ※ 就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者の特性や希望に合った活動をコーディネート

令和3年度概算要求

○ 令和3年度概算要求では、**就労的活動を実施する通いの場等の環境を整備し、役割がある形での高齢者の社会参加等を** 促進

秋田県藤里町の事例 (生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート)

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を 事務局(社会福祉協議会)に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むこ とを通じ、生涯現役を希望する全ての人が活躍できる環境づくり を目指している。

【働き方登録票】

HP	**		Kertok .	887
		4965	性事態性 Gもでものります様	PROBLEM NO.
		10-68	BORESTAN	を事であるで、企業でも終えてきたか。
Ž.		94640	****	BRITISHAMO TERRORENA
		Box	9 (81)	rioressi.
		(4811)	は幸福水 なんでものります世	第15日本企业物施出实 于。
÷		INTERE .	なからを登録さ 株人家	BUTHBONDAPTT.
		1000	****	SOMELLANDER.
-		78	tilly	京都市で日本1.87
		EAREDINI CTSSF	仕事を含むかりますが なってもかりますが	OSOSIORI EXTENSIONET
Redu		entraction of the same of the	用力の用が指定。 関大型	BELLERON SATURET
Ř		様を以一個なられ を変す	SERVE	第 141年中代中央公司中
	- 0	なる 本書の分がれたは	KBH:	単単5770からた事をLます。
		を重り前数がおり ます	GARAGIATE	***********
0 20 20		保険な対策が多り 表す	をおけるを記れ 株人芸	主事の物理をおいても思いておりて
		作物は人には あけます	****	世帯がたことがあります
		年本の程度がおり	B.MITY	世界の影響をありませゃ

【ふきの皮むき作業】



熊本県水俣市の事例 (一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携)

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づ くり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地 では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、 一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の 見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景②】

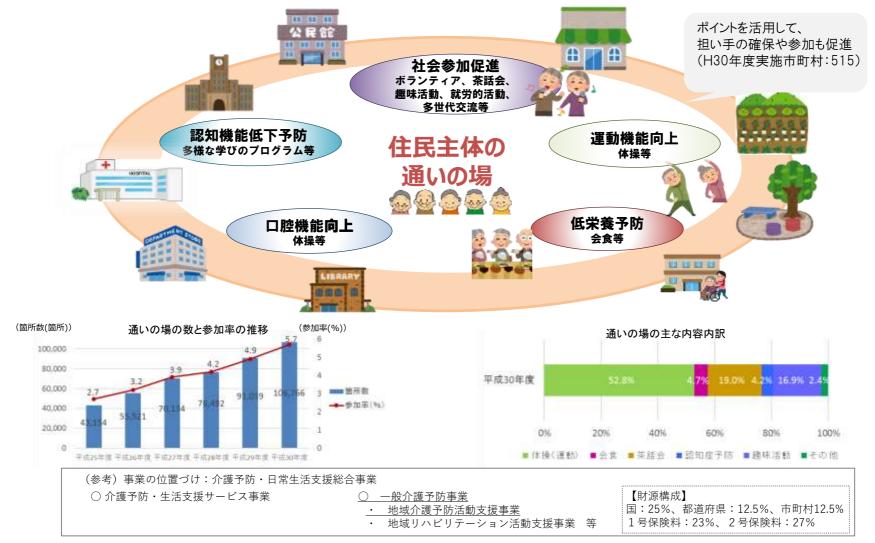






住民主体の通いの場等(地域介護予防活動支援事業)

- **住民主体の通いの場**の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進
- 通いの場の数や参加率は増加・ト昇傾向にあり、取組内容としては体操、茶話会、趣味活動の順で多い。



(※)介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与 515市町村

うち、高齢者等による介護予防に資するボランティア活動に対するポイントの付与 426市町村

地域のあらゆる資源を活用した「通いの場」



無料送迎バスで天然温泉が通いの場楽の湯みどり店(㈱ナカシロ)



高齢者が毎日通う喫茶店での見守り 市内70店以上の喫茶店



お寺のお堂で、男性が多く参加する健康麻雀曹源寺

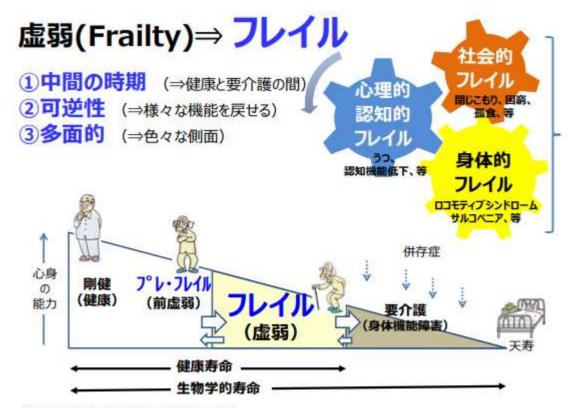


自動車販売店の商談スペースで毎日体操 名古屋トヨペット(株) 豊明店

フレイル=frailty(虚弱な状態)

フレイルとは・・・

- ▶ 健常な状態と要介護状態の中間に位置する段階
- ▶ 適切な支援を受けることで健常な状態に戻ることができる。
- 身体的問題だけでなく多面的な概念
- → 加齢に伴う心身の状態や<u>社会的・環境的因子の変化</u>などの要因 重なり合い相互に影響しあうことで生じる



【フレイル・ドミノ】

ドミノ倒しにならないように!



~社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口です~



「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ(概要) 令和元年12月13日公表

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護 保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

<通いの場などの介護予防の捉え方>

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ 役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

(1) 地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

<連携の必要性が高い事業> 地域支援事業の他の事業(※)との連携を進めていくことが重要。

- → 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進む よう、取組事例の周知等を実施
 - ※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス(サービスC)、生活支援体制整備事業

<現行制度の見直し>

- 一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。
- →・ 総合事業の対象者の弾力化
 - ・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
 - ・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

- 1 地域包括ケアとは?
- 2 生活支援コーディネーターとは?
- 3 生活支援コーディネーターとなられたみなさまへ

地域包括ケアシステムについて

法律に書いてある内容

イメージしてみてください

高齢者が要介護状態等となっても

高齢者とは?

住み慣れた地域で

住み慣れた地域とは?

自立した日常生活を営むことができる

自立した日常生活とは?

介護 × OO





コーディネーターに求められる機能を発揮するためのスキル(ひとつのイメージとして)

コーディネートとは

人と情報、人と人、人と資源を**結びつける「調整」**を行うこと

コーディネート5原則

- 1) 活動の目的・意義・目標等についての自覚を促し、関わる人のモチベーションを高めるよう努める
- 2) 関わる人の間に**メリット・デメリットが偏在しない**ようにする
- 3) 関わるすべての人に現状以上の状態を保証する
- 4) それ以上改善の余地のない状態を選ぶ
- 5) 情報の非対称性を避けつつ、提供する情報を選択する

コーディネーターとしての能力

- 1) コーディネートに関する理解とスキルを有している
- 2) 地域情報の収集・組織化・提供についての理解とスキルを有している
- 3) **コミュニケーション能力**を有している
- 4) **企画・設計・マネジメント能力**を有している
- 5) 地域のことを熟知し、多様な人・組織等とネットワークを形成することができる

資料出所:八州学園大学浅井経子氏作成研修資料

30

これからの 地域づくり戦略 第2部 互い編

互助を見つける、互助を育む

「互助」が、地域の高齢者の暮らしを支える



医療 (医療機関)

健康づくり









病院付き添い



日々の生活の支援(地域の支え合い・「互助」)



買い物







役場の手続



見守り



電球取替



互助を手厚くするには

地域に既にある互助を 見つけ、育む

- ご近所づきあい
- ■町内会
- 老人クラブ
- 校区社協
- 協同組合 など



制度を活用して、新たな 「互助」を生み出し、育てていく

- 生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体
- 介護支援ボランティア
- 認知症サポーター・チームオレンジ
- 認知症地域支援推進員

الشرائد المراسية

■ 住まいの確保支援・生活支援



互助を見つける|参考事例

老人クラブ

(山梨県中央市、兵庫県養父市の例)

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。介護予防と 相互の生活支援の観点から、生きがいや健康づくりを 推進する。明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に 資することを目的とした組織

ちょびっとお助け隊(山梨県中央市)

- 草とり、ごみ出し、犬の散歩 等、高齢者同士が協力し合う 活動を実施。
- 会員のみならず会員外の方も 気兼ねなく依頼できる料金体 系にしており、交流も広がっ ている。



いどばた喫茶(兵庫県養父市)

- 年間を通じた集いの活動と して実施。
- 春の花見、クリスマスケー キを提供するなど季節感ある サービスを提供。
- 地区の人たちとの交流の場ともなっている。



協同組合 (愛知県豊明市の例)

同じ地域に住む人々や同じ職場に勤務する人々等が、 生活の安定等のため、相互の助け合いにより自発的に 組織する団体

コープあいち等

- ■住民主体の支え合いの仕組みを創出するため、すで に長年支え合い活動を地域で実践してきた協同組合 3団体と市が協議。
- ■これまで実践してきた支え合い活動を住民に見える 形にし、住民の輪を広げることに取り組んでいる。

コープあいち

・購入品の無料配送 ・くらしたすけあい の会

JAあいち尾東農 協

- ・地産地消の食堂・ミニデイ
- けやきの会

南医療生協



・空き家を改修した 地域の集いの場

互助を見つける|参考事例

自治会(神奈川県横浜市旭区若葉台団地の例)

ー「要介護になりにくい団地」 活発な住民活動と社会参加が健康のカギー

外出しやすく、スポーツ施設などが充実した環境

団地造成の当初計画において、里山の一部が公園として緑が多く残されており、歩行者専用道路がきめ細かく整備され、ジョギングやウォーキングなどがしやすい環境が整っている。



自治会活動を通じた、世代を超える絆の形成

■ 10の自治会が桜まつり、夏まつり、大運動会などの行事をするなど、活発な自治会活動が行われている。

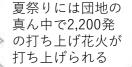
■ 少子化が進み廃校となった中学校の教室を利用し、地域住民で構成されたNPO法人が、大運動会をはじめ、テニス、卓球、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動、文化祭、合唱団講演、外国語教室、絵画教室などの文化活動を実施し、地域のコミュニケーション・世代間交流の機会となる場を提供している。

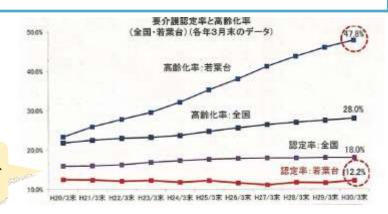
■ 障害のある人たちが様々な創作・生産活動にチャレンジできる地域活動支援センター を設置し、つながりづくりの場として機能している。

■ 団地の空き店舗を活用し、住民主体の支え合いサービス(訪問、通所)を実施している。

- ■<u>平成30年3月末時点で総人口3,735,766人[14,241人]。うち65歳以上高齢者人口901,635人(24.1%)[6,801人(47.8%)]、75歳以上高齢者人口445,709人</u>(11.9%)[3,052人(21.4%)]。※[]は若葉台団地の数値
- ■少子高齢化が急速に進んでいるが、地域コミュニティが成熟し、自治会活動やスポーツ・文化活動がとても活発。
- ■その結果、高齢化率47.8%(全国平均は28.0%)と高いものの、高齢化率の高さに反して、介護保険の要介護認定率が12.2%(全国平均は18%)と著しく低い。

様々な社会活動や地域活動によって地域における人々の結びつきが豊かになり、ソーシャルキャピタルが住民の健康に良い影響をもたらしている。





社会福祉協議会 (静岡県磐田市の例)

住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会 福祉施設など福祉・保健・医療・教育等の関係機関の 参加と協力により「福祉のまちづくり」を目指して活 動を行っている民間団体

せいかつ応援倶楽部

- 地域支援員として事前登録いただいた地域住民が 活動。
- 介護保険制度などの公的サービスでは対応できない生活上の"ちょっとした困りごと"の解決を支援。
- 掃除、動物の世話、草取り、ごみ出し・分別、買い物代行、整理整頓、話し相手、病院等付き添い等を行っている。



本棚等の整理



草取り



換気扇の掃除

الله عديا هو الله من الله عن ا

民間企業(長崎県佐世保市の例)

介護周辺サービス事業としてのビジネス性を活かした 展開が期待される

見守りネットワークきずな

- ちょっとした手助けが必要な高齢者等を対象に 訪問活動を実施。
- 買い物代行、掃除等の生活支援、付き添い、灯油 配達、お元気確認訪問などを行っている。
- 活動には補助金等の資金を活用せず、株式会社が、 自身で実施する地域貢献事業の一環として社内収益 部門との組み合わせにより事業費を捻出している。



付き添い



風呂の掃除

民間企業(愛知県豊明市の例)

高齢者の暮らしにくさを解決する生活支援や健康寿命延伸に寄与するサービスを展開する民間企業に市から声を掛け協議の場を設けた。その後、個別に市とサービスの協議を重ねた

協議の場

参加者

リサイクル業者、フィットネスクラブ、掃除 サービス業者、食品メーカー、スーパー、天 然温泉施設、カラオケ施設、学習塾、介護事 業所、地域包括支援センター等。

協議内容

国の動向、市の高齢者の現状、高齢者の ニーズ、現行の民間サービスの利用のしに くさなどを協議。



民間事業者との連携により実施した事業の一例



温泉施設での健康講座



カラオケボックスを利用した体操教室



インストラクターによる健康講座



市主催の運動教室での健康チェックと商品説明

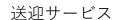
住民ボランティア(山口県萩市、山口県防府市の例)

一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指す ボランティアには、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等の特徴が挙げられる

むつみ愛サービス (山口県萩市)

- 地域住民による20~80歳代までのボランティア組織。
- 花見や餅つきなどの世代間交流イベント、サロン、 各種教室等を開催している。
- 生活支援の主な内容としては、送迎支援、ゴミ出しや 灯油入れ、雪かき、蛍光灯の交換等。







買い物代行

ほうふ・てごネっと (山口県防府市)

平成30年6月~10月テスト実施。平成31年度も継続予定。

- 介護専門職が把握する 高齢者の困りごとを市 が受け付け、地縁団体 や個人ボランティアに 依頼し解決する仕組 み。
- ■困りごとは高齢者の自立支援に資する保険外サービスや訪問サービスの効率化に繋がるものに限定。
- ■介護専門職と地域住民 をつなぐことで地域活動を活性化し、高齢者の生きがい創出・介護 予防・健康増進を推進する。
- 平成31年度から活動に 対しボランティアポイ ントを付与する予定。



助け合い活動の情報共有(東京都江東区の例)

地域の様々なボランティア活動を情報誌として一覧できるようにすることで、地域住民が自分に合った活動を知る きっかけをつくり、参加へのハードルを下げることができる。

あなたもできる助け合い~地域・ボランティア活動~

- NPO法人、任意団体、行政、社会福祉協議会等による、 地域の高齢者支援や障害者支援、子育て支援、まちづく りなど、様々なボランティア活動を紹介する情報誌。
- ■活動団体員による手渡しを基本に、区の関係施設等でも 無料配布されており、ボランティア活動に参加したい人 が地域の様々なボランティア活動を知ることができるよ うになっている。
- 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業として地域の法人が作成。



活動毎に、内容、 目的、活動日、場 所、参加条件と連絡 先を掲載







高額内容 マンション内の口吹りむ。 ことの中のカリス菌を、作り目の力量目 は、3の分裂に対するがと、他を大馬 を需要を開始して特殊とネーカウジオ 特殊、月1日の保養が美、位立会との考 として、アレーマーケット・発展があれた。 パーベネュースの。またまからにどの活動 を目的できた。アレーア・アン・アート

活動目的 おいかいときおこまづきおけない活動を行うことが あるして表示されていましてよってないできまする

互助を見つける・育む | ①生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター(SC)は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・ 組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチン グ等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備 に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

SCの役割

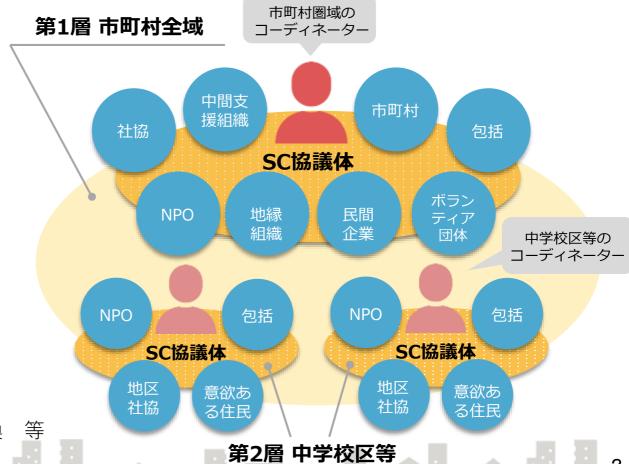
- ■資源開発
- ■ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の 提供実績がある者、市民活動 への理解がある者等がよい

SC協議体の役割

- ■SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換



生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(1)

生活支援コーディネーターの活動例(愛知県豊明市)

生活支援コーディネーターの1ヶ月の活動例(岡山県倉敷市)

地域資源の把握

・地域の集会所等でのサークル活動、お店の貸スペース、高齢者がよく行く店、使うサービス等を把握。



・市内の喫茶店を常連客 の見守り喫茶店「ホッこ りカフェ」に位置づけ、 周知。

地域ケア会議への出席

・把握した資源の情報を 提供。会議のやりとり が、足りない資源の創出 につながることも。





8	月	火	水	木	金	±
1	2	3	4	5	6	7
		サロン交換会 (圧)	SC会議	仕組みづくり会 護	好事例集取材 (コミュニティ カフェ)	ザロン説材
	小地域ケア会議 (五島)	病務受け入れ	部員プロジェク ト会議		加知症マイス ター 養成構座	
		市との運携会議	4.4		- 10	
8	9	10	11	12	13	14
養成漢座準備		作戦会議(盛サ ボ)	個別事例模拟会 講	ベース会議(設部)	ラジオ体操収材	
担い手機成議座 第5回	サロン奴材	介護保険事業計 亜 策定委員会	小地域ケア会議 (管生)	好事例集取材	サロン取材	金組機制開具研 修
シンボジウム (OT)		ネットワーク型 対会	小地域ケア会議 (種井田)			
15	16	17	18	19	20	21
	作戦会議(家事 援助)		小地域ケア会議 (東)	小地域ケア会議 (船準)	作戦会議 (添知症力 フェ)	
校祭9参加		ベース会議(華 商)	地区社協理事会	en meeni	サロン交流会 (滑敷)	地域文化祭参加
			医维生娘研修会			作戦会議 (男の居 選所)
22	23	24	25	26	27	28
担い手機成構座 学儀		がは対抗支援セ シター研修		三世代交流サロ ン		滋問相談会
四い手養成構座 第6回	大学での講話	サロン交流会 (真備)	小地域ケア会議 (興味)	多種様達成の会 選	作戦会議 (サロン立ち上 げ)	NINGWINE II
			小地域ケア会議 (長軍)	共生社会制造会	小地域ケア会議 (経知)	担い手費低牌座 準備
29	30	31				
		9000g				

生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(2)

地域の既存資源の活用(宮城県多賀城市の例)

地域の「お宝」と、新たな"つながりづくり"

- 地域包括支援センターに生活支援コーディネーター2名を兼務配置。地域の何気ない場所や活動を「お宝」として再発見し、地域のつながりの創出、自立支援に結びつけている。
- 例えば、お茶のみスペースが設置されたある商店が、地域の集いの場や見守りの場として機能し、地域の「お宝」になっている。



- また、地域の料理教室が、地域の集いの場や見守りの役割を担いながら、 教室を開く高齢者の生きがい・介護予防の場となっている。
- これまで、地域包括支援センターの職員にとって、サービス利用の終了が 支援の終了であったが、生活支援コーディネーターの兼務を通じて、サー ビスの利用から地域の支え合い、つながりづくりへと発展させる視点が生 まれた。



互助の基盤をつくる | ①三重県名張市 一住民自治の基盤づくり一

区や自治会を「地域づくり組織」に整理。敬老行事、婦人会、資源ゴミ回収、防犯等、施策別であった既存の地域向けの補助金を整理し、市から「地域づくり組織」に対し、使途自由な一括交付金として交付。 地域づくり組織毎に「地域ビジョン」を作成し、住民主体の「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活性化。

第1ステージ 交付金化

2003年3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」を制定。

第2ステージ 組織見直し

区長制度を廃止し、区・自治会である「基礎的コミュニティ」と、それを包含する小学校区を単位とする「地域づくり組織」に整理。

<mark>第3ステージ</mark> 地域ビジョンの策定

15地域が個性ある将来のまちづくりのための基本方針、将来像、それに基づく実行計画を策定。

第4ステージ 市民センター化

地域づくり組織に指定管理委託している公民館を市民センター化し、地域づくり活動、 生涯学習活動・地域福祉活動 の拠点としてスタート。

ゆめづくり地域交付金の概要

- 1. 地域づくり組織に活動支援として交付。
- 2. 使途自由で補助率や事業の限 定がない交付金。
- 3. 住民合意でまちづくり事業を実施し、交付金を活用。
- 4. ハード・ソフトは問わない。 ただし、宗教活動、政治活動に 使用してはならない。

2003年度実績: 5,000万円 2018年度実績: 1億600万円 例:一般社団法人格をもつ 地域づくり組織の組織図

総会(議決機関)

理事会(執行機関)

市民センター

専門部会 (実践機関)

コミュニティ部会 (自治会長会)

地域課題解決の 企画実施担当

2009年~

住民アンケートの実施 各地域にて策定委員会を組織

2012年3月

地域ビジョン発表会

2013年

市総合計画後期基本計画(別刷)に位置づけ

2016年

市総合計画第3章に位置づけ

2016年4月~

市民センター化

2018年5月~

市民センター別館で地域づ くり組織によるレストラン 営業開始

※カフェの設置や物品の販売が可能に

互助の基盤をつくる | ②大分県杵築市 —住民の自治協議会を通じた分野を超えた地域づくり—

- 平成30年4月時点で総人口29,772人。うち、65歳以上高齢者人口10,648人(35.8%)、75歳以上高齢者人口5,941人(20.0%)。第7期1号保険料6,180円。 地域包括支援センターは直営で1カ所設置。
- 地区ごとに住民自治協議会を設置し、福祉部会、教育部会等の専門部会を設置し、制度の縦割りによらない形で取組を実施。
- また、高齢者の作業活動を通じた介護予防を進める観点から、「生涯生産者のまちづくり」を合い言葉に、地域の加工場等と連携した取組を進めている。





▲向野地区住民自治協議会における 料理教室の様子

介護費用と要介護認定率の推移(杵築市) (百万円) 4.000 17.0% 16.0% 3,500 15.0% 3.000 14.0% 2,500 13.0% 2,000 12.0% 1.500 11.0% 1,000 10.0% 500 9.0% 8.0% 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

地域における住民主体による地域課題解決体制づくり

- 地区ごとに住民自治協議会を設置。
- 協議会では、生活支援コーディネーターのほか、集落支援員等の地域づくりに関する者が事務局となり、福祉部会、教育部会等の部会を設置。
- 各部会では、制度の縦割りによらない形で取組を実施している。

「生涯生産者のまちづくり」を合い言葉に、様々な政策を連携

■ 集落営農実施23地区では、要介護認定率が市平均より低いことから、長く作業を続けられる環境づくりが介護予防に繋がると分析。

里山再生

6次產業

地域ブランド

■ 共有スペースを 拠点として、介護 予防サロン、加工 場、こども園・児童 館を連携させ、会 食や体操運動等 を実施。

防犯バトロール

拠点づくり

※それぞれの協議会

で組織構造や部会

の名称は異なる

【地区住民自治協議会組織図】 顧問 地域づくり協力隊 自治部会 産業部会 福祉部会 教育部会 自治会長 商工会 地区公民館 農・漁協 サークル 防災士協議会 老人クラブ 交通安全協会 健康づくり推進員会 子ども会 防災訓練 耕作故棄地 生活支援 生涯学習

介護予防

健康づくり

子ども食堂

人材育成

・スポーツ

互助の基盤をつくる | ③山口県萩市 -SC協議体を中心とした住民主体の地域づくり-

- 平成30年4月時点で総人口48,234人。うち、65歳以上高齢者人口19,977人(41.4%)、75歳以上高齢者人口10,766人(22.3%)。第7期1号保険料5,190円。 地域包括支援センターは直営で2カ所設置。
- 社会福祉協議会が受託。小学校区ごとにSC協議体を設置し、生活支援コーディネーターがSC協議体の進行役となり、SC協議体を中心とした住民主体の地域づくりを進めている。
- 住民主体の活動として、要支援者を対象に、サロン活動等を実施している。



▲ 地域ささえあい協議体の様子



介護費用と要介護認定率の推移(萩市) (百万円) 7.000 17.0% 16.0% 6,000 15.0% 5.000 14.0% 4,000 13.0% 12.0% 3,000 11.0% 2,000 10.0% 1.000 9.0% 8.0% 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

小学校区単位のきめ細やかな実態把握と支え合い活動の実施

- 概ね小学校区に1ヵ所ずつSC協議体 (地域ささえあい協議体)を設置。
- 町内会長、ボランティア団体、地域 おこし協力隊、女性団体、老人クラ ブ、神社・お寺、福祉関係者、駐在 所、郵便局、商店などの幅広い人々 が参加。
- 地域課題の整理、資源の整理、サービスの開発等を行っている。



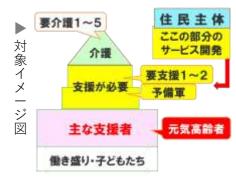
▲ 事例検討を通じた地域の現状共有

要支援者を対象とした住民主体の活動

- 地域を対象としたアンケートにより、地域の実態把握を行った結果、介護予防、支え合いの仕組み、移動支援の仕組みが地域共通の課題として、見えてきた。
- 地区ごとに要支援者等を対象としたサロン活動(通所型サービス)、家事援助・移動支援等(訪問型サービス)を実施。



▲サロン活動の様子

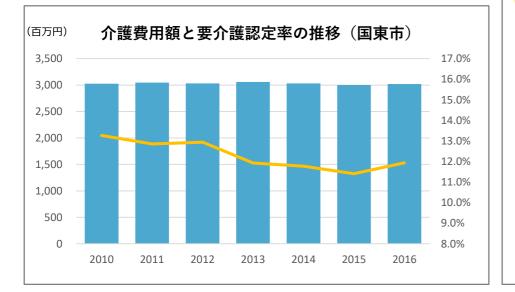


互助の基盤をつくる 4 大分県国東市 一居場所と出番づくりを主軸にした地域づくり一

- 平成30年4月時点で総人口28,545人。うち、65歳以上高齢者人口11,722人(41%)、75歳以上高齢者人口6,908人(24.2%)。第7期第1号保険料5,300円。 地域包括支援センターは直営で1カ所設置。
- 市が独自に、学区毎のコーディネーター(第三層)を配置するとともに、送迎車のリース等地域に対し必要な支援を実施。介護保険創設時の担当者が課長 と
 - して復帰し、予防や地域づくりの取組を強化。
- 地域では、学区社会福祉協議会が中心となっていたが、住民自ら全戸訪問でニーズ把握を行い、それを踏まえた活動を実施。口コミなどで取組が広がり、2年目には50名程度がボランティア登録するなど取組が拡大。







介護予防の取組の状況

- 住民主体の勉強会や住民が全戸ニーズ調査を行い、地域で求められているもの(気軽な居場所、草刈り等の環境整備、食事、移動支援など)を把握し、できることから事業化。
- 人口441人の地域で、50人程度がスタッフとして参加するなど、 地域で「住民がお互いに支え合い・つながり合える仕組み」を 実現。

週4日開催。週1日は、送迎付 きの食事会と体操なども実施。 (民間の移動販売とも連携)

誰でも利用でき、困り事を支 援する有償ボランティア



昨年4月から始まったちょいの時(かせ) 計画。より一層。結構 の方が利用しやすい様に、活動が含ま一度変更します。どうそこれ まで以上に気軽にご相談ください。お待ちしていますか。



-20

互助の基盤をつくる | ⑤香川県高松市 一地域で取り組む支え合いのまちづくり一

- 平成30年8月時点で総人口428,139人。うち、65歳以上高齢者人口116,473人(27.2%)、75歳以上高齢者人口57,372人(13.4%)。 第7期第1号保険料6,633円。地域包括支援センターは直営で1カ所設置(サブセンター7カ所含む。ほか、ブランチとして老人介護支援センター を28カ所設置)。
- 住民主体の支え合いを推進するため、市と社協、地域包括支援センターの3者で地域への説明を重ね、概ね小学校区単位の44地区中39地区で「地域福祉ネットワーク会議」を立ち上げ。自治会、老人クラブ、婦人会、民生委員、地区社協の他、地区によりサロン運営者やPTA等多様な参加者が集まって、地域課題の把握や生活支援サービスの体制整備などを実施。
- ■市は、幹部職員の出向など戦略的に社協と連携。





介護費用額と要介護認定率の推移(高松市) (百万円) 40,000 17.0% 16.0% 35,000 15.0% 30.000 14.0% 25,000 13.0% 20.000 12.0% 15,000 11.0% 10,000 10.0% 5,000 9.0% 8.0% 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

取組の展開までの経緯

- 平成27年4月に高松市から社協に職員出向。
- 市と社協、包括の3者で各地域への説明を開始。当初は住民同士の支え合いに懐疑的な声が多かったものの、説明を重ねる中で、地域の困り事が把握され、地域福祉ネットワーク会議(第2層SC協議体)を立ち上げ、解決方法を検討。
- 地区ごとに「わがまちこん なとこシート」を作成し、 地域資源を共有。

また、地区アンケートを通 じて、困り事を「見える化」。



▲ 地域福祉ネットワーク会議の様子。グループワークで「地域のええとこ・いかんとこ」を協議

創設された支え合いの仕組みの例(庵治支援隊サービス)

- 買い物、ゴミ出し、整理整頓、草抜き等のサービス を提供。
- 高松市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター が活動を支援。
- 庵治地区から、周辺の松島、屋島、花園等、計18地 区へ取組が拡大。



生活支援コーディネーターは"新しい"仕事

生活支援コーディネーターは"新しい"仕事

高齢者は潜在的ユーザーである

それと同時にサプライヤーでもある

最初の一歩を踏み出すにあたってのひとつのアイデアとして

地域の高齢者に長く健康で暮らし続けてほしい

地域の高齢者の介護予防を進めるため住民主体の通いの場を新しく整備する

きわめて極端なフィクションとして

75歳のあなたの前に生活支援コーディネーターを名乗る人物が訪ねてきて、熱いまなざしでこう語りかけました。

私は、高齢者がいきいきと自分らしく暮らし続けられる、そんな地域をつくりたいのです! 今の日本は高齢化率が高まり、生産年齢人口も減少して担い手もいなくなり、この地域でもどんどん 人と人とのつながりが希薄化してきています!

地域の皆様が長く健康でいていただくためにも地域の皆様が歩いて通える圏内に体操ができる通いの場を整備したいのです!

場所は用意しましたので、地域の皆様のボランティアという形で通いの場を運営していただき、ほかの地域のみなさまにたくさん参加してもらってください!ボランティアの方への報酬はもちろん用意します!

あなたは動きますか?

これまでの行政の手法が必ずしも通用しない

最初の一歩を踏み出すにあたってのひとつのアイデアとして

地域の高齢者に長く健康で暮らし続けてほしい

地域の高齢者の介護予防を進めるため住民主体の通いの場を新しく整備する

ユーザーとしての高齢者にとって 「長く健康でいたい」 ことと 「介護予防に取り組みたい」ことは同義ではない

サプライヤーとしての高齢者にとって 「地域住民とつながりをもつ」ことと「「通いの場」に参加する」ことは同義ではない

▶ 提案するソリューションと高齢者(ユーザー・パートナー)のニーズとのズレが生じていないか?

そもそも、、、

「長く健康でいたい」「地域住民とつながりをもつこと」は言語化として正確なのか?

「長く健康でいたい」→「いつまでもやりたいことをやりたい」→・・・・・

「地域住民とつながりをもつこと」→「気の合う仲間と集まりたい」→・・・・・

そもそも、、、

新しく通いの場をつくらなくとも今どこかで集まる場所があるのではないか?

▶ 情報が不足しているのかも?

最初の一歩を踏み出すにあたってのひとつのアイデアとして

生活支援コーディネーターがより良いソリューションのアイデアを思いつくためには

地域を知る

- ・ 何のために知るのか
 - = ユーザーのニーズと自分が考えるソリューションが正しいかの検証
 - = 今を知ることは未来のビジョンを語るストーリーのもとになる
- ・ 高齢者は説得の対象ではなく共感の対象(生活支援コーディネーターはエイリアン)
- ニーズとデマンドは誰によって分類されているのか考える

可視化する

地域資源マップは誰のためにつくるもの?

生活支援コーディネーターがソリューションを提案するためには

たくさんの仲間をつくる

- ・ 生活支援コーディネーターはプロジェクト実施のノウハウを有する必要はない
- ・プロジェクト実施段階では地域の人たちに助けてもらわなければ何も進まない

目指すビジョンに向かってまずははじめる(同床異夢でもよい)

高齢者「気の合う仲間と好きなことをやるために集まりたい」→「通いの場!」 高齢者「仲の良かった○○さんが困っているから手助けをしている」→「ボランティア!」 企業「シニア向けサービスの開発をしたい」→「介護予防・生活支援サービスをつくろう!」

▶ 生活支援コーディネーターの出番はこの先にもたくさんある(つなげる)

考えてみましょう

通いの場への男性の参加率が低い

地域の高齢者は買い物に困っているようだ

孫に会いに行きたいと強く願う女性がいる

(調査研究報告から学ぶ)

地域づくりで保険者が果たすべき役割

"地域づくり"については、<u>生活支援コーディネーターや</u> 住民主体の活動がうまくいかないといった悩みが聞かれます。

また、保険者には、<u>地域の課題をどのように抽出していけば</u> よいかという悩みもあります。

個別支援の検討からはじめる地域づくり

個別の支援策 を検討する

(介護予防ケアマネジメント)

生活支援 コーディネーターが 活躍する

協議体へ相談する

今ある資源 を活かす

個別支援を積み重ねる

生活支援コーディネーター(SC)の役割

~生活支援コーディネーターが"専門職と住民の橋渡し役"になる~

自立支援のためには 自分らしい暮らしを 身近な資源で支える ことが大切



地域のことをよく知っているSC だからこそ、 自立支援に向けた提案ができる

生活支援コーディネーターだからこそ、身近な資源を提案できる

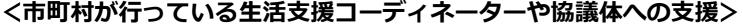
⇒ 暮らしを支えるには身近な資源が必要

- ○自立支援のためには、自分らしい暮らしに着目 し、本人の意欲を引き出すことが重要です。 しかし、その人らしさは千差万別であり、身近 な資源で日常を送れるよう支援する必要があり ます。
- ○専門職が地域資源を把握するには限界があります。 S Cが様々な資源を把握しておくことで、 自分らしい暮らしの実現に向けた資源を提案することができます。

⇒ S Cが介護予防ケアマネジメントに参加する

- ○<u>S C は</u>、自立支援に向けた地域課題を認識する ことができ、<u>地域資源の意味や活用策が見えて</u> **くる**というメリットがあります。
- ○<u>専門職は</u>、活用可能な地域資源を知ることで、 自立支援の新たな視点を得られる というメリットがあります。
- ○このような観点で、地域ケア会議をはじめとする個別支援を検討する場にSCが参加することが期待されます。

個別支援の検討を積み重ねることで地域課題・政策課題を顕在化



(n=1719)



出展:令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(令和2年3月株式会社NTTデータ経営研究所)に基づき編:

事業推進に向けたポイント:個別支援を積み重ねる

■多職種で個別支援の検討を重ねる

多職種で検討を重ねることで地域 課題をあぶり出し、学びあえる (地域ケア会議を活用)

個別支援 個別支援

⇒地域課題は個別支援の積み重ねからみえる

- ◆<u>個別支援を重ねることで、地域の支援体制に関連する課題が見えてくる</u> はずです。
- ◆<u>似た課題や支援ニーズの話が度々出れば、それは地域の課題</u>といえます

⇒地域ケア会議を活用して学び合う

- ◆地域ケア会議での個別支援の検討は、地域包括支援センターやケアマネジャー個人の資質向上にとどまらず、地域の支援体制を提供していく 関係者によって課題をあぶり出し、学び会える重要な場となります。
- ◆そして一番学びが得られるのは保険者です。個別の支援検討を繰り返す ことで、保険者として提供しようとするサービスや地域の支援体制が 機能するのかを検証したり、医療・介護連携や認知症施策等、様々な 課題を知る機会となります。
- ◆これはデータ分析だけでは決して見えない課題であり、真に必要なまち の政策を検討するための重要な情報となります。

なぜ、"個別支援の検討"からはじめるのか

<適切なケアマネジメントを実施するための取り組み>

(n=1719)

★専門職に相談でき	きる体制をとっている
-----------	------------

地域ケア会議でプラン検討を行っている

地域包括支援センターに定期的なケアプラン点検を行うことを推奨している

★生活支援コーディネーターに相談できる体制をとっている

一人あたりの担当件数の上限を設けている

その他

特になし

858	3	677	184	
853		682	184	
486	10	1049		
363	1172			
159	1376			
163	1372		184	
161	1374		184	

■or■ 実施 ■ 未実施 ■ 無回答

出展:令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(令和2年3月株式会社NTTデータ経営研究所)に基づき編集

個別の支援策を検討する

⇒ ニーズに合ったサービスを提供するため

- ◆ <u>ここでのニーズとは自立支援に向けた課題</u>です。課題に 応じたサービスを提供していくためには、ニーズの的確 な把握が必要です。
 - <u>漠然とデータを眺めるよりも、個別支援策に数多く触れることが、地域のニーズを的確に把握する近道です。</u>
- ◆個別支援の検討を数多く重ねることで、地域の課題 (ニーズ)が見えてきます。地域の課題が具体的に見え てくれば、打つ施策も的確なものとなります。 そのため、地域づくりは"個別支援の検討"からはじめる ことをおすすめします。

⇒ 要望(デマンド)と課題(ニーズ)は違う

- ◆住民アンケートやワークショップから出る要望や困り事 (デマンド) は貴重である一方、自立支援に向けた課題 (ニーズ) と必ずしも一致しているわけではありません
- ◆事業の目的達成に向けては、介護予防ケアマネジメント を通じて自立支援に向けた課題を把握することが重要で す。

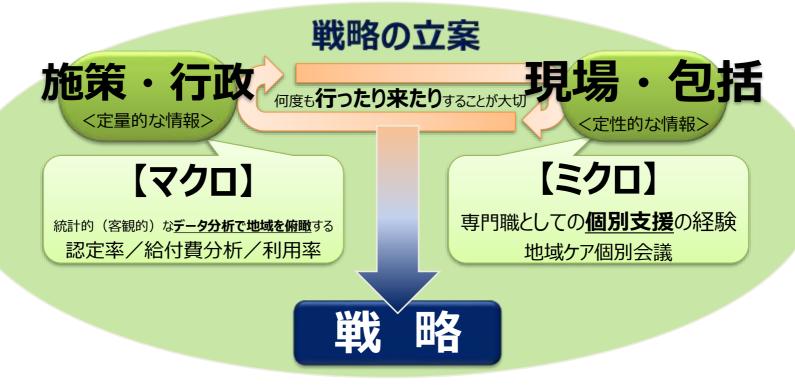
⇒ 専門職とニーズを検討する

- ◆"困りごと"は課題を考えるための出発点になるものですが"課題"とイコールではありません。どのように対応すれば本人の自立につながるのかを、よく検討する必要があります。
- ◆ <u>どうすれば本人の自立につながるかという視点で各分野</u> の専門職の見解を聞くことが重要です。

戦略の立案

■マクロとミクロを行ったり来たり

- ▶ 着任するなり「最初から戦略が立案できる」という人はいない。 多くのキーパーソンは、個別支援の事例(ミクロ)と地域全体の改善(マクロ)を「行き来」しながら、 試行錯誤して、解決に向けたシナリオを作成している。
- ▶ ミクロの情報や体験を得る場としては「地域ケア個別会議」が、
- ▶ また、マクロの情報を得るには、KDBや「見える化」システム、要介護認定データ、レセプトデータ など保険者が所有するデータを活用して指標化することも。



生活支援コーディネーターの配置状況



出展:令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(令和2年3月株式会社NTTデータ経営研究所)に基づき編集

生活支援コーディネーターを孤立化させない

⇒ コミュニケーション量を確保する

- ◆地域とのコミュニケーションは、量を確保する ことが重要です。やはり専任のほうが専任のほうが結果を出しやすいと考えられるため、専任 S C を置くことをおすすめします。
- ◆兼務の場合は、 **含業務が重なる部分を見つけ**、

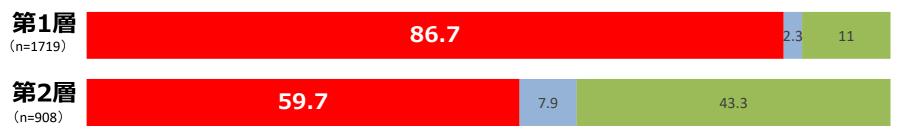
 具体的な業務のリストアップやスケジューリング等、 **SCと一緒に業務を設計して**いきましょう。

⇒ 情報交換を通じて、共に学ぶ

- ◆ <u>S Cが孤立してしまうと</u>、一人で解決できないことが出てきた時に行き詰まり、<u>地域も活性化をしづらくなり</u>ます。保険者、第1層・2層SC、協議体のコミュニケーションやS C同士の情報交換を通じて、一体感をつくっていくことが重要です。日常的な情報交換を通じて、保険者も共通のことを知ることができます。
- ◆ S Cが一人で解決できないことや困りごとには、**保険者 が力になれることを探し、具体的な伴走的活動**をしま しょう。
- ◆ S C は、介護保険や総合事業に関する知見を必ずしも 有しているとは限りません。基礎的な知識を学ぶ場や、 介護予防ケアマネシ・メントへの参加による実践を通じて S C の 成長を支えましよう。

協議体の設置状況

<圏域に対する設置率>



出展:令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(令和2年3月株式会社NTTデータ経営研究所)に基づき編集

事業推進に向けたポイント: 今ある資源を活かす

■協議体の役割

<協議体への相談>

個別支援の検討にあたり、 地域資源や担い手を 教えてもらう・一緒に考えてもらう

- ✓会議体である必要はない
- ✓既存の地域づくり組織も活用

住民がわがまちの課題に気づき行動を起こす"きっかけ"となる

積み重ねることで 結果として地域づくりが進む

⇒ 相談することで住民の"きっかけ"ができる

- <u>S C は</u>、個別支援の検討にあたり、提案できる資源を知らなければ協議体に相談しましょう。※顔が見える関係ができていると、スムーズに相談できます。
- ○協議体で地域資源や担い手を教えてもらったり、一緒に考えてもらう仲間を見つけましょう。
- ○そういった活動を通じて、住民がわがまちの課題に気づき、考え、 行動を起こす"きっかけ"ができます。
- ○住民との困りごと解決やネットワーク化を積み重ねることで、結果 として地域づくりが進むと考えましょう。

⇒ 相談することで住民の"きっかけ"ができる

- ○組織や会議体を構えることで手段が目的化してしまうことがあります。 大事なことは、個別の支援や地域づくりに活きるネットワークづくり です。
- ○形式にこだわらず、議論が必要なときに開催できればよいと考えてもかまいません。 既存の地域づくり組織を活用したり、世間話の集まりから派生させてもかまいません。

生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動

<生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動>

(n=1719)



出展:令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(令和2年3月株式会社NTTデータ経営研究所)に基づき編:

事業推進に向けたポイント: 今ある資源を活かす

■地域づくりの発想転換

新しいものをつくりあげる

発想の転換

地域に"あるもの"を いかに見つけ、活用するか

✓暮らしの工夫や住民同士のつながりを教えてもらう✓"意味づけ"=地域にどんな良いことか、伝える

住民の活動のモチベーションに

<"あるもの"を探し、"意味づけ"する>

⇒"あるもの探し"への発想転換

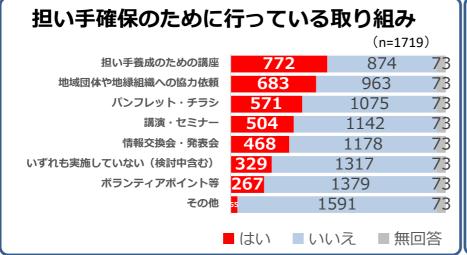
- ○担い手や資源が減少していく社会で、<u>新たなものを一から</u> つくりあげていくことだけが解決の方法ではありません。
- ○整備事業では、<u>すでに地域に"あるもの"をいかに見つけ、</u> 活用するかといった発想の転換が重要です。
- ○住民は何かしらの手段で自分らしい暮らしを続けているはずです。 **その暮らしの工夫や住民同士のつながりを教えて もらいましょう**。

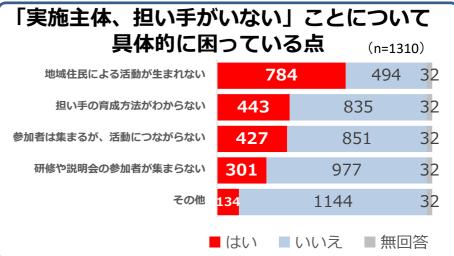
⇒住民の"やりたい"を尊重する

○**お願いされてやることは長続きしません。**住民が"やりたい こと"をみつけることからはじめましょう。

担い手の確保のために行っている取り組み等

(総合事業の介護予防・生活支援サービス事業や生活支援体制整備事業)





出展:令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」報告書(令和2年3月株式会社NTTデータ経営研究所)に基づき編集

困った時の考え方・取り組み方: 事業の担い手がいない・養成しても実らない

<ケース1:研修に参加者が集まらない>

⇒参加者像を想定して内容や告知方法を検討する

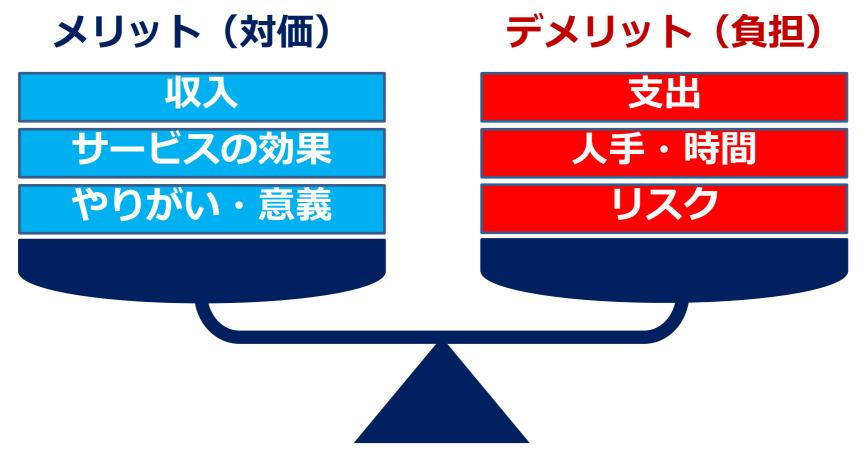
- ○まずは**ターゲットとなる参加者像を想定**し、**その人に とって魅力的なものか見直し**ます。例えば、介護に関する知識が身につく、ポイントが付与され特典と交換できる等、**参加者にメリットがある内容を検討**します。
- ○次に、<u>参加者像に合った場所・内容で告知</u>を行います。 例えば主婦層であればスーパーで告知する等、<u>ターゲッ</u> ト層の生活動線等を考慮します。
- ○非介護人材の参入・雇用を促進するには、事業者との協議や意見交換を通じて企画することが重要です。

<ケース2:研修参加者の活動につながらない>

- ⇒研修で広がったネットワークが活動のきっかけ となる
- ○研修で受講者同士、受講者と団体のつながりが生まれる よう工夫しましょう。受講者とサービス提供者のマッチ ングを行う等、活動につながりやすい流れをつくること が大切です。
- ○非介護人材の参入・雇用をねらうならば、十分な報酬・ <u>待遇を保証できる単位数に設定しているか見直し</u>ましょ う。地域内の他業種の報酬を考慮することが必要です。

総合事業 の メリット と デメリット の イメージ

- ◆市町村の方針としては今後、総合事業のサービス量は維持される方針であるが、現在実施しているサービス、実施していないサービスのいずれに対しても現状または将来の担い手がいないという問題が課題として挙げられている。
- ◆担い手がいないということは、サービスの提供者にとってサービスを提供するメリット (対価)がサービスを提供するデメリット(負担)を下回っている</u>と仮定できる。



参考資料

介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応について

○ 令和2年5月29日付事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施する ための留意事項について」

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の 取組例について」

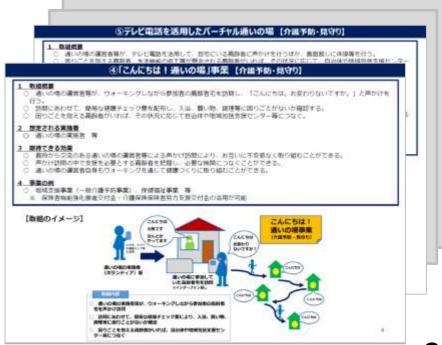
緊急事態宣言の解除を踏まえ、感染拡大防止に配慮して介護予防の取組を実施するための留意事項や 取組例を周知

<留意事項(運営者・リーダー向け)(参加者向け)>





<介護予防・見守り等の取組例>



新型コロナウイルスの感染防止に配慮した介護予防・見守り等の取組例

- ① 厚生労働省において、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した子育で・介護予防・見守り等の取組例を収集・公表。
 - ※ 令和2年6月30日現在:26事例(随時追加予定)
- ② このほか、公益財団法人さわやか福祉財団において、**取組例の動画を随時作成中**。

① 感染防止に配慮したつながり支援等の事例集(厚生労働省HPより)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子ども食堂・通いの場などのつながり支援等の取組を行う団体(以下「支援者」といいます。)の多くが活動を休止せざるを得ない状況となりました。その結果、これまで地域の通いの場を利用していた方々をはじめ多くの方が、居宅で長い時間を過ごすようになることを余儀なくされ、孤立化や心身の健康への影響が懸念されているところです。

今般、厚生労働省では、各地域の実情に応じて感染防止に配慮しつつ、新たな方法や様々な工夫によって、つながりを継続・再開している事例を収集しましたので公表いたします。

本事例集は、子育て・介護予防・見守りといった様々な取組の実例であり、取組をなされている団体の情報を掲載することにより、取組内容について支援者間での照会が可能となっています。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html

② 『NEXT~心と心をつなぐ工夫と取り組み~』(さわやか福祉財団HPより)

新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの住民主体の活動が休止、または再開を躊躇しているという声が聞こえてきます。一方で、会えないからこそ、助け合い活動の必要性は高まり、「コロナと共生する暮らしの中で、何ができるか」と地域の皆さんで協議し、そこから生まれた様々なアイディアや工夫を凝らした活動も始まっています。

今般、当財団では、「NEXT <u>心と心をつなぐ工夫と取り組み」と題する動画を作成することといたしました</u>。

第一弾として、奈良県生駒市の自粛中の通いの場で生まれた活動をご紹介させていただきます。今後も居場所や子ども食堂等、多様な助け合い活動の動画を作成してまいります。

[URL]

https://www.sawayakazaidan.or.jp/news/movie-next001/





通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報業務

O目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、全国10万か所以上ある通いの場の多くが活動を自粛しています。この状況が長期化すると高齢者の閉じこもりや生活不活性が増大するとともに、通いの場の活動再開が困難になり地域のつながりも途絶えることが危惧されます。そこで、居宅で過ごす時間が長くなることが想定される高齢者に対して、居宅においても健康を維持するために必要な情報について広報を行うことにより、高齢者の健康を維持し、介護予防を推進していきます。

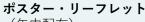
〇実施内容

・高齢者の関心を引き、居宅において健康を維持する行動につながる広報資料の作成



広報資料について、高齢者の特性に配慮した方法により発信

https://kayoinoba.mhlw.go.jp/



(年内配布)





動画

(秋頃公開)







テレビ (1月頃)



リビングルームメディア

WEBサイト (9月中公開)





(順次公開)





動画配信サイト等WEBメディア







- ・有識者ヒアリング
- ・広報戦略の企画
- ・広報資料への意見反映



媒介して当事者に到達

当事者

家族・支援者・自治体職員等